

(仮訳文)

公正な経済に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定

この協定の締約国は、

贈収賄その他の腐敗行為、資金洗浄等の犯罪及び不公平で非効率的な税制が、公私の機関を劣化させ、並びにその独立性及び健全性を損ない、富の格差及び不均衡を悪化させ、投資環境を侵食し、国際的な商取引、貿易及び投資を混乱させ、労働者の権利を損ない、並びに最終的には民主主義及び法の支配を弱めることにより、インド太平洋地域全体の繁栄した、包摂的な及び安定的な経済秩序の基盤を侵食すること並びに公正性、包摂性、透明性、法の支配及び説明責任が、

投資環境を改善し、繁栄の共有を確保し、及びILO宣言に基づく労働者の権利を促進すること、  
企業及び労働者にとっての競争条件を対等にすること並びに

腐敗行為を防止し、及びこれと戦い、税務行政に関する能力開発によることを含め租税に係るコンプライアンス及び国内の資源の動員を改善し、労働者の権利を損なう腐敗行為を防止し、並びに公的部門に属

しない個人及び集団（企業（特に中小企業）、労働者、女性、先住民、障害者、地方及び遠隔地の住民、マイノリティ、地域社会等）の確固とした参加に対する障害を除去することにより、経済成長、自由貿易及び投資による利益が広範に共有されることを確保すること  
のために不可欠であることを認識し、

各締約国に適用可能な国際的な協定及び基準に従い、透明性を向上させ、並びに企業及び労働者にとっての競争条件を対等にするため、腐敗行為の防止措置及び租税に関する取組を効果的に実施し、執行し、及びその進捗を加速すること並びに

各締約国の発展の水準の相違及び能力のニーズ並びに公的部門に属しない個人及び集団（市民社会、企業（特に中小企業）、労働者、女性、先住民、障害者、地方及び遠隔地の住民、マイノリティ、地域社会等）に関する関与、包摂及び説明責任に係る締約国の措置を認識しつつ、能力開発、技術援助及び実施に係る革新的な取組方法（専門知識及び最良の慣行の共有、技術の利用並びに国際協力の強化を含む。）を支援することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第A節 適用範囲及び定義

### 第一条 適用範囲

1 この協定は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦い、税務行政及び租税に係るコンプライアンスを改善し、並びにインド太平洋地域におけるこれらの事項に関する協力、情報の共有及び能力開発を拡大するための措置に関するものである。

2 締約国は、この協定に従って採用し、又は維持する犯罪及び適用可能な法律上の犯罪阻却事由又は行為の合法性を規律する法的原則が各締約国の国内法令によって定められること並びにこれらの犯罪が各締約国の国内法令に従って訴追され、及び処罰されることを認識する。

3 締約国は、この協定に基づく義務については、主権平等及び領土保全の原則に反しない方法で履行するものとすることを認識する。

4 この協定のいかなる規定も、一の締約国に対し、他の締約国の領域内において、当該他の締約国の当局がその国内法令により専ら有する管轄権を行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

### 第二条 定義

この協定の適用上、

「この協定」とは、公正な経済に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定をいう。

「贈賄防止条約」とは、OECDの下で千九百九十七年十二月十七日にパリで作成された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約をいう。

「APEC」とは、アジア太平洋経済協力をいう。

「能力開発枠組み」とは、附属書Iに規定する能力開発枠組みをいう。

「日」とは、暦日をいう。

「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間が所有し、又は政府が所有し、若しくは支配しているかを問わず、適用可能な法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう（注）。

注 オーストラリアについては、この協定の適用上、「企業」とは、オーストラリアの国内法令に基づき法人格を有する事業体をいう。

「FATF」とは、金融活動作業部会をいう。

「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある個人（政府のあらゆる段階の個人であり、任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているかどうか、及び序列のいかんを問わない。）及び外国のために公的な任務（当該外国の公的機関又は公的企業のための任務を含む。）を遂行する政府のあらゆる段階の個人をいう。

「政府調達」とは、政府が、政府の目的のために、物品若しくはサービス又はこれらを組み合わせたものを利用することができるようにし、又は取得する過程（商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給における利用を目的とするものを除く。）をいう。

「ILO」とは、国際労働機関をいう。

「ILO宣言」とは、二千二十二年に修正されたILOの千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言及びその実施についての措置をいう。

「個人」とは、自然人をいう。

「発行者」とは、次のものをいう。

- (a) オーストラリアについては、連邦会社法（二千一年）第千三百十七A A B条(a)及び(b)の規定に従って規制を受ける事業体
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、証券市場令（二千十三年）第二条に定義する発行者
- (c) フィジー共和国については、会社法（二千十五年）に基づいて設立される上場会社
- (d) インド共和国については、証券を発行し、若しくは証券の発行を提案する法人格を有する団体又は証券契約（規制）法（千九百五十六年）及びインド証券取引委員会法（千九百九十二年）に基づく関連文書に従い、発行者、預託者若しくは管理者として、行為を行い、及び義務を引き受ける者
- (e) インドネシア共和国については、金融部門の発展及び強化に関する法律（二千二十三年法律第四号）第二十二條(1)の規定によって改正された資本市場に関する法律（千九百九十五年法律第八号）第一条(6)に定義する公募を行う当事者
- (f) 日本国については、金融商品取引法第九十三條の二第一項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの
- (g) 大韓民国については、証券を発行しており、又は発行する意図を有する事業体（金融投資サービス及

び資本市場法（二千二十二年）に従い、預託証券の発行に関連して預託証券の裏付けとなる証券を発行しており、又は発行する意図を有する事業体をいう場合に限る。）

(h) マレーシアについては、資本市場及びサービス法（二千七年法律第六百七十一号）第二条に定義する発行者

(i) ニュージーランドについては、金融市場行為に係る報告を行う事業体であつて、金融市場行為法（二千十三年）第四百六十一K条(1)(a)及び(c)の規定に基づいて一層高い水準の公的な説明責任を有すると思われるもの

(j) フィリピン共和国については、証券規制法（共和国法第八千七百九十九号）第三・一条に関連して同法第三・二条に定義する証券の発行者

(k) シンガポール共和国については、会社法（千九百六十七年）又はこれに相当する過去の明文化された法令に基づいて設立される会社であつて、シンガポール証券取引所の公式の一覧表に登録されており、かつ、当該一覧表から削除されていないもの

(l) タイ王国については、証券取引法（千九百九十二年（仏暦二千五百三十五年））第八十九―一条の規

定に基づく会社

- (m) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国法典第十五編第七十八一条の規定に従って登録される種類の証券の発行者又は同編第七十八〇条(d)の規定に従って報告書の提出を要求される証券の発行者
- (n) ベトナム社会主義共和国については、証券法（二千十九年）（第十四期国会の法律第五十四号）に従って証券の募集又は発行を行う組織  
「労働者の権利」とは、次のものをいう。

- (a) ILO宣言に述べられている次の権利（注）

注 これらの権利は、ILO宣言に従って解釈するものとする。

- (i) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認
- (ii) あらゆる形態の強制労働の撤廃
- (iii) 児童労働の実効的な廃止及びこの協定の適用上、最悪の形態の児童労働の禁止
- (iv) 雇用及び職業に関する差別の撤廃
- (v) 安全かつ健康的な作業環境

(b) 最低賃金及び労働時間に関する受入れ可能な労働条件（注）

注(a) 「最低賃金に関する受入れ可能な労働条件」には、締約国の国内規制に従い、労働者に対し、又は労働者のために、賃金に関連する給付（利益の分配、賞与、退職金、保健のための給付等）を提供するための要件を含む。

(b) この(b)の規定は、締約国の法令及び当該法令の下での慣行において当該締約国が決定する受入れ可能な労働条件を設定することに関連するものである。

「措置」には、法令、手続、要求又は慣行を含む。

「中小企業」とは、零細企業及び中小企業をいう。

「OECD」とは、経済協力開発機構をいう。

「公的国際機関の職員」とは、公的国際機関の公務員又は公的国際機関に代わって行動することを当該公的国際機関から委任された個人をいう。

「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。

「者」とは、個人又は企業をいう。

「公務員」とは、次の個人をいう。

(a) 締約国の立法、行政又は司法に属する職にある個人（任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているかどうか、及び序列のいかんを問わない。）

(b) 締約国の国内法令の定めるところにより、かつ、当該締約国における関連する分野の法令の適用を受け、当該締約国のための公的な任務（当該締約国の公的機関又は公的企業のための任務を含む。）を遂行し、又は公的な役務を提供するその他の個人

(c) 締約国の国内法令において公務員と定義される当該締約国のその他の個人

「公表」とは、紙面又は電子的手段であつて、公衆が容易に閲覧可能であるものにより、情報を周知することをいう。

「技術援助・能力開発」とは、技術援助及び能力開発をいう。

「技術援助・能力開発調整グループ」とは、附属書Iの5の規定に基づいて設置される技術援助・能力開発調整グループをいう。

「UNCAC」とは、二千年十月三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約をいう。

## 第B節 腐敗行為の防止

### 第三条 適用範囲及び一般規定

- 1 この節の規定は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置について適用する。  
(注)。

注 オーストラリア、インド共和国及びアメリカ合衆国については、この協定は、連邦法令の管轄外の行為については、適用しないものとし、この協定の義務が防止措置に関係する限度において、連邦、州（オーストラリアについては、準州を含む。）及び地方の公務員を規律する連邦法令の対象となる防止措置についてのみ適用する。

- 2 締約国は、公的部門及び民間部門の双方において健全性を構築する必要があること並びにそれぞれの部門がこの点について補完的な責任を有することを認識する。

- 3 締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための地域及び多数国間の取組の重要性を認識し、並びにこれらの目標を達成するための適当な取組を奨励し、及び支援するために相互に協力することを約束する。

- 4 各締約国は、UNCACに基づく自国の義務及び該当する場合には贈賄防止条約に基づく自国の義務を

確認する。

5 締約国は、国際連合総会が二千二十一年六月二日にその第三十二回特別会期において採択した「腐敗行為を防止し、及びこれと戦い、並びに国際協力を強化するために、効果的に課題に対処し、及び措置を実施することについての我々の共通のコミットメント」と題する政治宣言の効果的な遂行を支援する。

#### 第四条 他の協定との関係

この協定は、締約国が当事国である他の協定に基づく当該締約国の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。特に、この協定のいかなる規定も、該当する場合には、UNCAC、二千年十一月十五日にニューヨークで作成された国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びその三の議定書又は贈賄防止条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第五条 贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置の適用及び執行

1 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、腐敗行為に関する犯罪（贈収賄に関する犯罪を含む。）を効果的に防止し、探知し、捜査し、訴追し、及びこれに制裁を科するための自国の取組を強化する。

2 各締約国は、UNCACの次の規定に基づく自国の義務を確認する。

(a) 第七条（公的部門）及び第八条（公務員の行動規範）

(b) 第十二条（民間部門）

(c) 第十五条（自国の公務員に係る贈収賄）

(d) 第十六条（外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈収賄）（及び該当する場合には贈賄防止条

約）

(e) 第十七条（公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用）

(f) 第十四条（資金洗浄を防止するための措置）及び第二十三条（犯罪収益の洗浄）

(g) 第三十条（訴追、裁判及び制裁）

3 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、自国の管轄権に服する者によつて次の行為が故意に行われる場合には自国の国内法令の下で当該行為を犯罪とするために必要な立法措置その他の措置を採用し、又は維持する。

(a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に関して、又は公務の遂行に当たつて、行動し、又は行動を

差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

(b) 公務員が、公務の遂行に関して、又は公務の遂行に当たって、行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

(c) 国際商取引に関連して商取引上の利益又は他の不当な利益を取得し、又は維持するために、外国公務員又は公的国際機関の職員に対し、当該外国公務員又は公的国際機関の職員が公務の遂行に関して、又は公務の遂行に当たって、行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員又は他の者のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること（注）。

注 一の締約国は、当該利益が外国公務員の国の明文化された国内法令（判例法を含む。）によって認められ、又は求められていた場合には犯罪とならない旨を自国の国内法令において定めることができる。締約国は、当該明文化された国内法令を支持しているものではないことを確認する。

(d) (a)から(c)までに定める犯罪の実行を幫助<sup>ほうす</sup>し、若しくは教唆<sup>こうさく</sup>し、又は共謀<sup>こうぼう</sup>すること（注）。

注 締約国は、自国の法制における適用可能な概念により、共謀に関する約束を満たすことができる。

4 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、帳簿及び記録の保持並びに内部統制、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の国内法令に従い、この条に規定する犯罪を行うことを目的として実行される次の行為を禁止し、又は防止するために必要な措置を採用し、又は維持する(注)。

- (a) 簿外勘定を設定すること。
- (b) 帳簿外での取引又は不適切に識別された取引を行うこと。
- (c) 架空の支出を記載すること。
- (d) 目的が不正確に識別された負債を記入すること。
- (e) 虚偽の書類を使用すること。
- (f) 法令に定める日前に帳簿書類を故意に廃棄すること。

注 アメリカ合衆国については、この4の規定は、発行者についてのみ適用する。

5 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、UNCACに従い、自国の管轄

権に服する者によって次の行為が故意に行われる場合には自国の国内法令の下で当該行為を犯罪とするために必要な立法措置その他の措置を採用し、又は維持する（(d)及び(e)の規定に関する措置については、自国の法制の基本的な概念に従うことを条件とする。）。

- (a) 公務員が、自己又は他の者の利益のために、その地位に基づき当該公務員に委託された財産、公的又は私的な資金又は証券その他の価値を有する物につき、横領、不正使用その他目的外使用を行うこと。
- (b) 犯罪収益である財産につき、当該財産が犯罪収益であることを認識しながら、当該財産の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装する目的で、又は前提犯罪の実行に参与した者が自己の行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し、又は移転すること。
- (c) 犯罪収益である財産につき、当該財産が犯罪収益であることを認識しながら、当該財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し、又は偽装すること。
- (d) 犯罪収益である財産につき、当該財産が犯罪収益であることを当該財産を受け取った時において認識しながら、当該財産を取得し、所持し、又は使用すること。
- (e) (a)から(d)までの規定により定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、こ

れを幫助し、教唆し、若しくは援助し、又はこれについて相談すること。

6 各締約国は、3から5までの規定に従って採用し、又は維持する措置を執行する効果的な、均衡のとれた、及び抑止力のある制裁及び手続を採用し、又は維持する。締約国の制裁は、外国の贈賄の罪については、自国の国内法令の基本原則に従い、賄賂の価額又は賄賂に由来する収益若しくは他の利益の価値及び刑を軽減し、又は加重するその他の要因を考慮すべきである。

7 各締約国は、3に定める賄賂について、税の控除を否認するものとし、また、3又は5に規定する犯罪の実行の助長において生じたその他の支出について、自国の税法に従い、税の控除を否認するものとする。

8 各締約国は、適当な場合には、企業及び個人の双方に関する刑事事件、行政事件又は民事事件を解決する多様な形式の紛争解決手続（明確なかつ透明性がある枠組みを有する裁判外の紛争解決手続を含む。）を利用することを検討するよう奨励される。この8の規定の適用上、「裁判外の紛争解決手続」とは、ある者と訴追当局その他の当局との間の交渉による合意に基づく仕組みであつて、裁判によらずに問題を解決するために整備され、及び利用されるものをいう。

9 各締約国は、自国の国内法令上違法とされる支払の要求及び受領を根絶するため、贈収賄に関する法令に対する自国の公務員の意識を高めるものとする。

10 各締約国は、適当な場合には、外国公務員に立候補し、又はその候補者に指名されている個人の国際商取引に関し、商取引上の利益又は他の不当な利益を取得し、又は維持することを目的とする贈賄を犯罪とすることを検討するよう奨励される。締約国は、当該個人が外国公務員の職に就いた場合に利益を取得する意図を有して当該個人に対して贈賄を行うことが良い統治を阻害することを認識する。

11 各締約国は、3及び5に規定する腐敗行為に関する犯罪又は4に規定する行為を防止し、及び取り締まるための法執行の活動の実効性を高める約束を確認する。各締約国は、自国の法制の基本原則に従い、一連の作為又は不作為を貿易及び投資を奨励する手段として継続し、又は反復することにより、3から5までの規定並びに第九条及び第十条の規定を遵守するために採用し、又は維持する措置の効果的な執行を怠ってはならない（注）。各締約国は、自国の法制の基本原則に従い、法執行、訴追及び司法の当局が、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うために自国が採用し、又は維持する措置の執行について裁量を行使する権利を保持する。各締約国は、当該執行に関し、自国の資源の分配について誠実な決定

を行う権利を保持する。

注 締約国は、腐敗行為の防止に関する法令その他の関係法令の執行に関連する個別の事案又は特定の裁量的な決定が各締約国の国内法令及び法令上の手続に従うものであることを認識する。

## 第六条 財産の回復及び国際協力

1 各締約国は、UNCACに従い、刑事上又は民事上の手続において、次のものを特定し、追跡し、凍結し、押収し、及び没収することができるようにするための措置を採用し、又は維持する。

(a) UNCACに従って定められる犯罪により生じた犯罪収益又は当該犯罪収益の価値に相当する価値を有する財産

(b) UNCACに従って定められる犯罪において、用い、又は用いることを予定していた財産、装置又は他の道具

2 各締約国は、自国の国内法令が認める最大の範囲内で、かつ、UNCACに従い、次のことのために必要な措置を採用し、又は維持する。

(a) 要請を行った締約国が出した没収についての命令を執行することを認めること。

(b) UNCAC（第五十四条（没収についての国際協力による財産の回復のための仕組み）の規定を含む。）に従い、要請を行った締約国が出した凍結又は押収についての命令に基づき財産を凍結し、又は押収することを認めること。

(c) 1に規定するものを最終的に没収するために特定し、追跡し、及び凍結し、又は押収すること。

3 各締約国は、法律上の相互援助の要請を受領し、及び送付する能力並びに適当な経路を通じて協力を指示し、及び強化する権限を有する中央当局及び該当する場合には権限のある当局を設置し、及び適当な場合には強化する。各締約国は、また、迅速かつ適切な実施を可能とする十分に裏付けられた法律上の相互援助の要請の送付を確保するため、関連する専門家の自国の中央当局及び権限のある当局への配置又は法律上の相互援助の専門家となるための職員の能力の開発によることを含め、自国の中央当局及び該当する場合には権限のある当局の能力を強化する。

4 各締約国は、UNCAC及び自国の国内法令に従い、次のことを目的として、措置をとり、及び他の締約国との間の国際協力を強化する。

(a) 犯罪人引渡し及び入国拒否を含めることができる手続における効果的な協力を通じて、腐敗行為を

行った者又は腐敗行為について責任を負う者に安全な逃避先を与えないことにより、これらの者に説明責任を負わせること。

(b) 法律上の相互援助及び財産の回復を含めることができる手続における効果的な協力を通じて、犯罪収益に安全な逃避先を与えないことにより、犯罪収益の回収を円滑にすること。

5 各締約国は、UNCAC及び自国の国内法令に従い、回収した犯罪収益の返還及び処分の透明性及び説明責任を確保する意図を有する。各締約国は、特に、返還された犯罪収益の移転及び管理に関する情報を公にし、並びに移転国及び受領国の双方の人々が利用することができるよう検討すべきである。

6 各締約国は、適当なかつ自国の国内法令が認める範囲内で、腐敗行為を行った公務員から回収した犯罪収益を返還するための手続（特に、被害を救済する方法の特定並びに回収した犯罪収益の移転、処分及び管理における透明性及び説明責任を確保するための仕組みの整備）への非政府の利害関係者の参加を奨励するよう努めるべきである。

7 各締約国は、UNCAC及び自国の国内法令に従い、可能かつ適当な場合には、没収された犯罪収益について、その根底にある腐敗行為により被害を受けた国の人々に利益をもたらす態様で処分することを優

先ずるよう努めるべきである。

8 各締約国は、また、適当な場合には、UNCAC（特に、第五十七条（財産の返還及び処分）5の規定）に従い、没収され、及び返還された犯罪収益の透明性がある効果的な利用、管理及び監視を促進する個別の具体的な協定又は取決めを締結し、又は行うことについて検討することができる。

#### 第七条 民間部門の内部統制、倫理及びコンプライアンス

1 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことを目的として、贈収賄その他の腐敗行為の防止及びこれとの戦いへの民間部門の積極的な参加を促進するため、並びに贈収賄その他の腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに贈収賄その他の腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとる。このため、締約国は、例えば次のことを行うことができる。

(a) 贈収賄その他の腐敗行為を許容しないことに資する広報活動及び公共教育計画を実施すること。

(b) 贈収賄その他の腐敗行為を防止し、探知し、及び軽減するため、企業（中小企業を含む。）間の倫理

に則った事業行為のための良い慣行（例えば、企業の規模及び法的構造並びに企業が事業を行う分野を考慮した効果的な内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画の実施及び執行）を特定し、周知

し、及び推奨すること。

(c) 企業倫理に係る多数国間の取組、企業倫理に係る集団的な行動の枠組み及び自発的で協力的な部門別の倫理規範を奨励し、及び適当な場合には促進すること。

(d) 企業に対し、内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画（贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及び探知することに資するものを含む。）について年次報告書に記載し、又は他の方法によって公開示すよう奨励すること。

(e) 企業に対し、潜在的な法令違反を通報する個人を保護するための枠組み及びその通報の経路（内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画又は措置であって、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及び探知するためのものの一環であるものを含む。）を設け、並びにその通報に基づいて適当な行動をとるよう奨励すること。

(f) 適当な場合には、職業団体及び他の非政府機関に対し、企業（特に中小企業）が贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及び探知するための規範、行動基準及びコンプライアンスに関する計画を策定することを奨励し、及び支援するよう奨励すること。

2 各締約国は、贈収賄、賄賂の要求その他の腐敗行為に関する自国の国内法令並びに国内外の贈収賄及び関連する腐敗行為の危険性に関し、自国の民間部門において（特に、国際商取引に従事する企業の間で）意識を高めるものとする。

3 各締約国は、自国の公務員に対する贈与、接客、接待及び経費を規律する措置を個人及び企業が認識し、及び遵守することができるよう、当該措置をウェブサイトにおいて公表することを約束する。

4 各締約国は、腐敗行為に関する犯罪に関し、自国の法執行当局に対し、効果的な内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画を策定すること並びに不当行為を自発的に開示すること及び法執行当局と協力することを企業に奨励する措置の実施を検討するよう奨励することができる。締約国及び当該締約国の法執行当局は、その計画、開示及び協力が存在することを犯罪及び刑罰の重さを決定するに当たって軽減する要因として取り扱うことを検討することができる。

5 各締約国は、企業の規模及び法的構造並びに企業が事業を行う分野を考慮しつつ、企業に対して次のことを奨励する。

(a) 第五条3及び5に規定する犯罪又は同条4に規定する行為を防止し、及び探知することを支援するた

め、内部の会計についての十分な管理、コンプライアンスに関する計画又は経営から独立した監督機関（例えば、取締役会又は監査役会の監査に係る委員会）を採用し、又は維持すること。

- (b) 企業の勘定書及び必要とされる財務諸表が適当な監査及び証明の手續に従うことを確保すること。

#### 第八条 実質的支配者及び不動産取引に係る透明性

1 この条の規定の適用上、「法人」とは、金融機関との間で恒常的に顧客としての関係を築き、又は財産を所有することができる事業体で個人以外のものをいう。その事業体には、会社、法人格を有する団体、財団、財団法人、組合、団体その他関連する類似の事業体を含めることができる。

2 各締約国は、FATFの関連する勧告に従って、次のことを約束する。

- (a) 自国の国内法令に基づいて設立された全ての種類の法人に関連する資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与の危険性並びに外国で設立された法人であって自国と十分なつながりを有するものに関連する危険性を評価すること。

- (b) FATFが二千二十二年三月にその全体会合において採択した法人の透明性及び実質的支配者に関するFATF勧告二十四及びその解釈に係る注釈の改訂（政府調達の過程における法人に係る実質的支配

者の透明性に関連する改訂を含む。)に重点を置きつつ、法人の透明性を高める措置を効果的に実施するための行動をとること。

(c) 法人に係る基本的な情報及び実質的支配者の情報に関連して、他の締約国に対して迅速、建設的及び効果的な国際協力を提供すること。

3 この点に関し、各締約国は、資金洗浄を防止するための自国の法的枠組み及び運用上の枠組みにおける不足に対処するための具体的な行動に係る項目を特定し、並びにFATF勧告二十四に定められた基準を満たすよう自国の措置を修正することを約束する。

4 各締約国は、次のことを約束する。

(a) FATFの基準に従い、自国の領域において、腐敗行為を行う者がその腐敗行為の収益を自国の不動産市場に流入させることを防止するための具体的な行動をとること。

(b) 腐敗行為を行う者による自国の不動産市場の濫用を軽減する方法について、情報及び最良の慣行を交換すること。

第九条 腐敗行為に関する犯罪を通報する者

1 各締約国は、第五条に規定する措置の執行に責任を有する自国の権限のある当局を特定し、及びその情報をウェブサイトにおいて公表する。

2 各締約国は、自国の国内法令に従い、秘密が保護された通報の制度又は手続（保護された通報の制度その他の措置であつて、第五条3若しくは5に規定する犯罪又は同条4に規定する行為を通報する個人を適切に保護するためのものを含む。）を採用し、又は維持するとともに、当該制度又は手続に係る意識を高めるよう努める。

3 各締約国は、第五条3若しくは5に規定する犯罪又は同条4に規定する行為を構成すると認められる事件を自国の権限のある当局に通報する者（適当な場合には、匿名による通報を行う者を含む。）のための公に利用可能な手続を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、第五条3若しくは5に規定する犯罪又は同条4に規定する行為を構成すると認められる疑いのある事件を十分な根拠に基づき自国の権限のある当局に通報する個人を、懲罰的な待遇であつて、差別的、報復的又は不適切なものから保護するための適当な措置を採用し、又は維持する。

5 各締約国は、発行者の財務諸表に係る外部の監査人であつて、第五条3若しくは5に規定する犯罪又は

同条4に規定する行為であると認められる疑いのある事件の兆候を発見したものに對し、その発見を当該発行者の経営陣及び適当な場合には会社の監督機関に通報するよう要求すべきである。各締約国は、また、外部の監査人からその通報を受領した発行者に對し、当該通報に對して積極的かつ効果的に対応するよう奨励すべきである。

6 各締約国は、発行者の財務諸表に係る外部の監査人に對し、第五条3若しくは5に規定する犯罪又は同条4に規定する行為であると認められる疑いのある事件を自国の権限のある当局に通報するよう要求することを検討すべきである。締約国は、その通報を要求する場合には、十分な根拠に基づいて及び自国の国内法令に従って自国の権限のある当局に對して当該疑いのある事件を通報する外部の監査人が、その通報に関連する法的行為から自国の国内法令に従って適切な保護を受けることを確保する。

#### 第十条 公務員の誠実性の向上（注）

注 オーストラリア及びアメリカ合衆国については、この条の規定は、中央政府についてのみ適用する。

1 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにする。このため、各締約国は、自国の法制の基本原則に従い、次

の措置を採用し、又は維持する。

(a) 適当な場合には、公的な任務を正確、廉潔及び適正に遂行するとの要求を公務員が満たすことができるようにするための教育及び訓練の計画を促進し、並びに公務員に対し自己の任務の遂行における腐敗行為の危険性についての意識を高めるための専門的かつ適当な訓練を提供する措置

(b) 各締約国が特に腐敗行為が発生しやすいと認める公的な地位に就く公務員の選定及び訓練のための適切な手続を定める措置

(c) 公的な任務の遂行における公務員の透明性及び説明責任（政府調達におけるものを含む。）を高める措置

(d) 上級公務員その他各締約国が適当と認める公務員に対し、特に、公的な任務以外の活動、就職、投資、財産及び相当な価額の贈与又は利益であつて、公務員としての自己の任務との関係において利益相反が生じ得るものに関する申告を適当な当局が入手することができるようにすることを要求する措置

(e) 公務員が自己の任務の遂行において贈収賄その他の腐敗行為の存在を知るに至った場合には、当該公務員が当該腐敗行為について権限のある当局に通報することを促進し、又は要求する措置

2 各締約国は、公務員（政府調達に従事するもの又は政府調達に対して影響力を有するものを含む。）の実際の又は潜在的な利益相反を特定し、及び管理するための適当な政策及び手続を採用し、又は維持する。

3 各締約国は、公的な任務を正確、廉潔及び適正に遂行し、並びに公務員による利益相反を回避するため  
の行動の規範又は基準を採用し、又は維持する。各締約国は、この3の規定に適合する規範又は基準に違反する公務員に対する懲戒上の行動その他の行動（正当な理由がある場合にとるもの）を定める措置を採用し、又は維持するよう努める。

4 各締約国は、自国の法制の基本原則に適合する範囲内で、適当な当局が、無罪の推定の原則の尊重に留意しつつ、この節に規定する犯罪について訴追され、又は有罪の判決を受けた公務員を罷免し、停職にし、又は配置換えすることのできる手続を採用し、又は維持する。

5 各締約国は、UNCAC第十一条（司法機関及び訴追部門に関する措置）の規定に基づく自国の義務を確認する。

第十一条 政府調達における健全性及び透明性の向上

1 この条の規定の適用上、「供給者」とは、調達機関に対して物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。

2 各締約国は、UNCAC第九条（公的調達及び財政の管理）1の規定に基づく自国の義務を確認する。各締約国は、政府調達及び財政の管理に関する最良の慣行（財政の管理における透明性及び説明責任を促進する措置に関するものを含む。）を他の締約国と共有する意図を有する。

3 各締約国は、自国の国内法令に従い、自国の政府調達における腐敗行為、詐欺その他の違法行為に対処するための刑事上、民事上又は行政上の措置を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、適当な場合には、政府調達における浪費、不正及び濫用を防止するため、契約入札者に対して自己の実質的支配者の情報を調達機関に開示すること及び落札した供給者に対して自己の実質的支配者の情報を公に開示することを要求すべきであり、又は調達機関が実質的支配者の情報を入手することができるようにするために他の手段を用いるべきである。

5 各締約国は、適当な場合には、誠実な運営を行い、及び良好な事業慣行を有する供給者との契約を促進する方針又は手続を導入すべきである。当該方針又は手続には、入札説明書又は他の関連する措置に含ま

れる規定であつて、落札した供給者に対し、当該供給者（特に中小企業）の規模その他関連する要因を考慮しつつ、腐敗行為、詐欺その他の違法行為を防止し、及び探知することに寄与し得る効果的な内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画を維持し、及び実施することを要求するものを含めることができる。

6 締約国は、資格の停止又は剥奪の枠組みを有する場合において、腐敗行為、詐欺その他の違法行為に關与した供給者の政府調達への参加に関する資格の停止又は剥奪に関する決定を行うとき（資格の停止又は剥奪の期間、範囲又は適用を軽減するかどうかに関する決定を行うときも含めることができる。）は、適当な場合には、当該供給者が特定の腐敗行為の危険性に対処するために策定した軽減する要因又は是正措置並びに当該供給者の既存の内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画又は措置を考慮するよう奨励される。

7 各締約国は、自国の利用可能な資源の範囲内で、自国の關係する政府職員に対し、政府調達に係る一連の過程全体を通じて腐敗行為を防止し、探知し、及び抑止することに関する指針又は訓練を提供する意図を有する。当該指針又は訓練には、適当な場合には、次に関するものを含めることができる。

(a) 内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画又は措置の実施を促進し、及び認識するための資格の停止及び剥奪又は代替措置に関するもの

(b) 資格の停止及び剥奪又は代替措置に関する決定を行う場合に、内部統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画又は措置がどのように考慮され得るかに関するもの

8 締約国は、資格の停止又は剥奪の枠組みを有する場合には、資格の停止又は剥奪の手續における手續の透明性及び通知（供給者に対する、当該供給者に関する手續の開始の通知、当該手續の性質の説明、当該手續の開始の根拠となった権限及び当該手續の理由の説明並びに当該供給者の立場を裏付ける事実及び主張を提示する機会の提供等）について定める。

9 締約国は、資格の停止又は剥奪の枠組みを有する場合において、適当なときは、資格を剥奪し、停止し、又は不適格とした者（腐敗行為、詐欺その他の違法行為を行ったことによる者を含む。）の一覧表を提供し、又は公表し、及び更新する。

## 第十二条 腐敗行為の防止に関する取組への社会参加の促進

1 各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことを目的として、自国が有する手段

の範囲内で、かつ、自国の国内法令の基本原則に従い、公的部門に属しない個人及び集団（市民社会、非政府機関、共同体に基づく組織、事業者団体及び業界団体を含む企業（特に中小企業）、労働者、女性、先住民、障害者、地方及び遠隔地の住民、マイノリティ、地域社会等）が贈収賄その他の腐敗行為の防止及びこれとの戦いに積極的に参加することを促進するため、並びに贈収賄その他の腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに贈収賄その他の腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとる。

2 各締約国は、自国の国内法令及び適用される国際的な義務に従い、公的部門に属しない個人及び集団（報道機関を含む。）がUNCACの目的の達成に効果的に寄与するための状況（特に、当該個人及び集団が独立して、かつ、報復を恐れることなく活動する能力）を円滑にすることにより、贈収賄その他の腐敗行為との戦いへの当該個人及び集団の有意義な参加を促進し、及び推奨する意図を有する。

3 各締約国は、UNCAC（第十三条（社会の参加）の規定を含む。）に従い、贈収賄その他の腐敗行為に関する情報を求め、受領し、公表し、及び提供する自由を尊重し、促進し、及び保護する意図を有する。

4 各締約国は、自国の国内法令及び適用可能な国際的な義務に従い、報道機関に対し、腐敗行為を記録し、報告し、及び公にする当該報道機関の取組から生ずる嫌がらせ、脅迫及び暴力に対する適当な支援及び保護を提供する意図を有する。

#### 第十三条 腐敗行為の防止に関する審査手続の強化

1 各締約国は、UNCAC実施審査制度に基づくUNCAC国別審査（以下「UNCAC国別審査」という。）を適時に完了することを約束する。

2 各締約国は、自国のUNCAC国別審査における透明性及び包摂性（自国のUNCAC国別審査の報告書を公表すること並びに公的部門に属しない個人及び集団を実施審査手続に関与させることを含むこと）ができる。）を約束する。

3 各締約国は、適当な場合には、自国の国内法令に従い、腐敗行為の防止に関する技術援助の提供に関する情報及び当該技術援助に係るニーズ（自国のUNCAC国別審査を通じて特定されたものを含む。）について他の締約国と共有することを約束する。

4 各締約国は、適当な場合には、自国のUNCAC国別審査の報告書で特定された腐敗行為の防止に関する

る優先的な技術援助のニーズを、腐敗行為の防止に関する自国の国家戦略及び当該戦略に付随する実施計画に組み込むことを検討する。

5 各締約国は、適当な場合には、自国のUNCAC国別審査の報告書に関する事後の対応を行い、並びに他の締約国及び利害関係者に対して当該報告書の勧告に対応して行われる取組に関する最新の情報を共有することを約束する。

#### 第十四条 腐敗行為の防止、透明性及び労働法令の執行

1 各締約国は、労働法令の実施及び執行の文脈において贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことの重要性を認識しつつ、ILOの加盟国としての自国の義務（ILO宣言で述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、及び実現する義務を含む。）を確認し、及び適当な場合には、労働者の権利が尊重されることを確保するための措置を採用し、又は維持する。

2 締約国は、贈収賄その他の腐敗行為が、労働に関する保護に関連して移民労働者に特有のぜい弱性を増大させることを認識する。各締約国は、次のことを行う。

(a) 移民労働者に対し、自国の労働法令に基づき適切な保護を提供すること。

(b) 移民労働者に対するあつせん手数料及び関連する費用の請求を大幅に削減し、又は撤廃するための措置を採用し、又は維持し、及び効果的に執行すること。

3 各締約国は、労働者の権利を損なう贈収賄その他の腐敗行為を防止するため、使用者並びに該当する場合にはその代理人及び使用者団体が次のことを行うことを禁止するための適当な措置をとる（注）。

注 この3の規定は、ILO宣言において述べられている結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認に関する義務及び約束に従って解釈するものとする。締約国は、腐敗行為の防止に関連する措置、労働に関連する措置又はその他の関連する措置若しくは禁止を通じてこの3の規定を遵守することができる。

(a) 労働者団体に加入するかしないかについての被用者の決定又は被用者の結社の自由若しくは団体交渉権の行使を妨害し、制限し、又は強制すること。

(b) 結社の自由又は団体交渉権の行使に腐敗行為を通じて影響を及ぼすことを意図して、労働者団体、労働者団体の役員若しくは代表者又は労働者に対して金銭の支払又は価値を有する他の物の提供を約束し、又は行うこと（注）。

注 金銭の支払又は価値を有する他の物の提供を約束し、又は行うことは、締約国の国内法令に定められている場合には、この

(b)の規定に基づく当該締約国の義務に抵触することとはならない。

4 各締約国は、特定の事項について自国の国内法令に基づいて認められる利害関係を有する者に対し、自国の労働法令の執行のために裁判所を利用する適当な機会を提供する。当該裁判所には、各締約国の国内法令に定めるところにより、行政裁判所、準司法的機関、司法裁判所及び労働裁判所を含めることができる。

5 各締約国は、4に規定する裁判所における自国の労働法令の執行のための手続が次のことを満たすことを確保する。

- (a) 公正であり、衡平であり、及び透明性があること。
- (b) 正当な法の手続に従うものであること。
- (c) 不合理な手数料若しくは期限又は不当な遅延を伴わないこと。

各締約国は、また、適用可能な自国の国内法令に従い、司法の運営のために公開しないことが要求される場合を除くほか、当該手続における口頭陳述を公開することを確保する。

6 各締約国は、自国の労働法令並びに執行及び遵守の手続に関する公に入手可能かつ閲覧可能な情報等を

通じて、自国の労働法令に関する透明性及び公衆の意識を高めるものとする。

7 各締約国は、自国が適当と考える方法で、自国の政府調達制度について、労働者の権利を促進するための手段をとることを確保する。当該手段には、当該権利のいずれかと抵触する政府調達を禁止することを含めることができる。

8 締約国は、利用可能な資源に応じて、贈収賄その他の腐敗行為への対処及び労働法令の執行に関連する能力開発に係る事項について協力する。その協力には、公的部門の健全性に関する措置の制定及び執行を含む。

## 第C節 租税

### 第十五条 適用範囲

1 この節の規定は、国際租税に関する事項であつて、いずれかの締約国に影響を及ぼし、公正な経済に影響を与え、並びにインド太平洋地域の商取引、貿易及び投資に係る環境の改善に関連するものに適用する。

2 この節において示される他の協定、取組又は計画に対するいかなる支援も、締約国に対し、当該他の協

定、取組又は計画に関して行動をとることを義務付けるものと解してはならない。この節の規定の適用上、いかなる協定、取組又は計画も、当該協定、取組又は計画の当事国又は参加国である締約国についてのみ適用する。

3 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

4 この節の規定の適用上、「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約又は租税に関する他の二国間若しくは多数国間の協定若しくは取極（例えば、租税に係る情報の交換に関するもの）をいう。

#### 第十六条 租税に関する透明性及び情報の交換

1 締約国は、租税に関する情報の交換のための法的権限を定める適用可能な租税条約（以下「適用可能な租税条約」という。）に従い、国際的に合意された基準に基づく租税に関する透明性及び租税に関する権限のある当局の間の情報の交換の重要性を認識する。

2 締約国は、次節の規定に従い、交換される情報の秘密の保護に関する要件に係る能力及び専門知識の向上が、国際的に合意された基準に基づく租税に関する情報の交換への参加の拡大、交換される情報の一層

効果的な活用及び国又は地域間の協力の拡大をもたらすことを認識する。

3 締約国は、適用可能な租税条約に従い、秘密の保護及びデータの保護に係る基準を満たすための援助を含め、租税に関する権限のある当局間の租税に関する情報の交換（例えば、金融口座の情報の自動的な交換）の実施について国又は地域を援助するためのOECDの租税に関する透明性及び情報の交換に係るグローバル・フォーラムの作業を支援する。

4 締約国は、租税に関する情報の自動的な交換のための国際的な基準への不可欠な追加要素としてのOECDの暗号資産等報告枠組みを支援する。

#### 第十七条 国内の資源の動員

1 締約国は、技術援助・能力開発を通じ、開発途上国において国内の資源の動員を改善するための国際的及び地域的な取組を支援する。

2 締約国は、国又は地域が税務行政の能力を開発し、又は健全な租税政策を策定することを援助する国際的及び地域的な取組を支援するとともに、当該取組がインド太平洋地域における締約国の関与を拡大するものとなるよう要請する。当該取組には、次のものを含む。

- (a) OECDの租税に関する透明性及び情報の交換に係るグローバル・フォーラムが開始したアジア・イニシアティブ及び太平洋イニシアティブ
- (b) アジア開発銀行が主導するアジア太平洋税務ハブ
- (c) OECDの情報共有及び協力に関する合同国際タスクフォース
- (d) OECDの税務行政フォーラム
- (e) アジア太平洋地域における税務行政及び研究に関するスタディ・グループ
- (f) OECD及び国際連合開発計画の共同の取組である国境なき税務調査官

3 締約国は、能力の開発、強化及び発展が、租税に関する法令の運用、租税の徴収及び納税者の自発的なコンプライアンスの改善に係る開発途上国の能力の向上並びに行政上の負担、費用及び紛争の減少（これらの全てが投資環境を向上させ、並びに税制の透明性及び効率性に寄与する。）により、開発途上国に利益をもたらすことを認識する。締約国は、これらの活動が、行政及び紛争解決に係る費用の減少並びに自国に拠点を置く納税者のための国際商取引に係る環境の一層の健全化を通じて先進国にも利益をもたらすことを認識する。

第十八条 OECD／G 20包摂的枠組みの二本の柱による解決策に関する能力開発

1 締約国は、経済のデジタル化から生ずる税制上の課題に対処するための二本の柱による解決策（以下「OECD／G 20の二本の柱による解決策」という。）に関し、税源浸食及び利益移転に関するOECD／G 20包摂的枠組みによって現に行われている作業を認識する。

2 締約国は、十分に訓練された、かつ、効率的な税務行政であって、現代の国際化した経済及び国際租税に関する制度に適するものの発展を確保するための能力開発のニーズを認識するとともに、OECD／G 20の二本の柱による解決策の実施が当該ニーズに更に焦点を当てることとなることを認識する。各締約国は、自国の既存の能力を考慮しつつ、自国の能力を更に発展させること又は他の締約国の能力を更に発展させるための援助を提供することのいずれか又はその双方により、次節に規定する能力開発であって税務行政に関連するものを支援するよう努める。

3 締約国は、租税に関する透明性及び情報の交換に関する第十六条の規定並びに能力開発に関連する次節の規定が、OECD／G 20の二本の柱による解決策について、その実施のみならず成功裏の運用にとって不可欠であることを認識する。

4 締約国は、OECD/G20の二本の柱による解決策の効果的な実施及び運用が、透明性を向上させ、及び追加的な技術援助・能力開発を促進することとなることを予測する。

#### 第D節 能力開発、技術革新及び包摂性

##### 第十九条 適用範囲及び一般規定

1 この節の規定は、この協定を実施し、並びに能力開発、技術革新及び利害関係者の関与を支援する措置について適用する。

2 締約国は、腐敗行為の防止及び租税に関する国際的な協定及び基準の効果的な実施に向けた進捗を加速するためには、専門知識及び情報を共有し、制度的な能力を構築し、革新的な技術を導入し、並びに包摂性を促進すること（利害関係者の関与を通じて促進することを含む。）が必要であることを認識する。

##### 第二十条 締約国間の情報及び最良の慣行の共有

1 締約国は、能力開発、技術革新及び利害関係者の関与を支援するため、関連する協定及び国内法令によって認められている範囲内で、適当な場合には、次のもの間で情報及び最良の慣行を共有することができる。

(a) 第B節の規定に関連する場合には、締約国

(b) 前節の規定に関連する場合には、締約国の税務当局

2 締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、探知し、及び抑止するための効果的な措置を促進するため、締約国の権限のある当局の間の協力、調整及び情報の交換の重要性を認識する。締約国は、特に、関連する国又は地域の権限のある当局が、贈収賄その他の腐敗行為に関連する調査及び刑事手続を行い、又はこれらを成功裏に完了するに当たり、当該情報が当該権限のある当局を支援し得ると考える場合において、適当であり、かつ、それぞれの国内法令の適用を妨げるものではなく、又は現に行われている捜査を危うくすることがないときは、事前の要請なしに、自発的に当該情報を伝達する機会を検討すべきである。

3 締約国は、国際的な協力及び調整（UNCACの締約国会議及びその作業部会並びに該当する場合には、OECDの国際商取引における贈賄に関する作業部会、APECの腐敗対策・透明性専門家作業部会、G20の腐敗対策作業部会、FATFその他の多数国間の及び地域的な機関を通じたものを含む。）の重要性を認識する。

4 締約国は、それぞれの国内法令に従い、国内及び外国の贈収賄を犯罪とし、並びに関係法令を執行するための行動について、適当な場合には、具体的な取組を示し、及び相互に情報を共有する意図を有する。

5 締約国は、それぞれの国内法令に従い、不正に取得された財産及び腐敗行為の捜査の対象となる又は他の形態により当該捜査に係する個人（公務員を含む。）の国境を越える移動に関する情報の共有を強化する意図を有する。

6 締約国は、前節に定めるところにより、租税に関する情報の交換について、適用可能な多数国間及び二国間の協定及び取極における使用及び開示の制限並びにそれぞれの国内法令に従って支援する。

7 各締約国は、金融情報の共有が果たす重要な役割に留意しつつ、資金洗浄、関連する前提犯罪及びテロリズムに対する資金供与への対処に関し、最も広範囲の国際協力を迅速、建設的及び効果的に提供することを約束する。各締約国は、協力のための合法的な根拠に従い、自発的に及び要請に応じて、それぞれの場合について適当な経路を通じて、金融情報を共有することを約束する。

#### 第二十一条 能力開発、技術の導入及び協力

1 締約国は、この協定に基づく約束の効果的な実施を促進するための技術援助・能力開発の重要性及び必

要件を認識しつつ、この協定の全ての側面を効果的に実施するための相互の能力を強化するため、利用可能な資源に応じ、能力開発枠組みに従って活動することに合意する。能力開発枠組みは、この協定を支える技術援助・能力開発の提供のための原則、方法、ニーズの特定及び過程について定める。

2 締約国は、腐敗行為の防止に関する自国の国内法令及び政策の策定、実施及び執行における多様な経験及び最良の慣行を共有することにより利益が得られることを認識しつつ、腐敗行為の防止に関する自国の権限のある当局及び法執行機関に対し、締約国が決定する技術協力の活動（訓練の計画を含む。）を検討するよう奨励する意図を有する。

3 締約国は、締約国が多くの一国間及び多数国間の場において業務上の関係を確立しており、並びにこの協定に基づく協力がこれらの場における締約国の共同の取組を強化することができることを認識する。その共同の取組には、次のもの間で行われるものを含む。

- (a) 腐敗行為の防止に関する権限のある当局及び法執行機関
- (b) 租税に関する権限のある当局
- (c) 国際的な法的協力に関する中央当局及び権限のある当局

4 締約国は、特に次のことを効果的に行うための相互の能力開発（能力開発枠組みを通じたものを含む。）を支援するよう努める。

(a) 複雑かつ国際的な腐敗行為に関する犯罪（贈収賄、財産の回復及び資金洗浄を伴うものを含む。）を捜査し、及び訴追すること。

(b) 国際租税に関する事項について協力すること。

5 締約国は、締約国間の情報及び専門知識の交換を強化するため、別段の決定をする場合を除くほか、次のことを行う。

(a) この協定に基づく腐敗行為の防止に関する約束の実施（その実施に係る課題及び技術援助・能力開発に係るニーズを含む。）について討議するため、腐敗行為の防止に重点を置いた調整会合を少なくとも毎年一回開催すること。当該会合については、ビデオ会議又は締約国が決定する他の手段によって行うことができる。

(b) 第十四条の規定の実施（その実施に係る課題及び技術援助・能力開発に係るニーズを含む。）について討議するため、調整会合を毎年開催すること。当該会合については、ビデオ会議又は締約国が決定す

る他の手段によつて行ふことができるものとし、及び適当な場合には、他の関連する会合と連携して開催すること又は締約国間の他の会合における討議を含めることができる。この(b)の規定に基づく会合及び二千二十三年十一月十四日にサンフランシスコで作成されたサプライチェーンの強靱性に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定第八条の規定に基づくIPEF労働者権利諮問委員会の会合については、同一の年に対面で開催される場合において、可能なときは、同時に、かつ、同一の場所において開催すべきである。

(c) 適当な場合には、この協定に関連する腐敗行為の防止に関する課題（最良の慣行、事案の調整、資金洗浄の防止を含むその他の事項等）を討議するため、UNCACの締約国会議及びその作業部会並びに該当する場合には、締約国が加盟国である又は出席することができる他の作業部会又は会合（APECの腐敗対策・透明性専門家作業部会及び腐敗対策当局・法執行機関ネットワークの会合、OECDの国際商取引における贈賄に関する作業部会、腐敗対策法執行当局グローバル・オペレーショナル・ネットワークの会合等）の際に、締約国の別個の会合を開催する機会を検討すること。

6 締約国は、締約国間の租税に関する協力を強化するため、別段の決定をする場合を除くほか、関係当局

間で、前節の規定の実施、その実施に係る課題及び技術援助・能力開発に係るニーズについて討議するため、租税に重点を置いた調整会合を毎年一回開催する。当該会合については、締約国が他の手段によって行うことを決定しない限り、ビデオ会議によって行う。

7 締約国は、贈収賄その他の腐敗行為（政府調達におけるものを含む。）を防止し、探知し、及びこれと戦い、並びに透明性があり、かつ、効率的なデジタル化された行政を促進することを含むこの協定の目的を推進するため、技術革新の設計、開発及び適用に関する最良の慣行を共有するよう努める。

8 締約国は、政府調達の分野において贈収賄その他の腐敗行為と戦うための各締約国の能力を強化するため、専門知識及び最良の慣行を共有し、並びに特に政府調達に関わる関係職員の訓練に関する相互の能力開発を支援するよう努める。当該訓練には、資格の停止及び剥奪、健全性、持続可能な環境・社会・ガバナンスの慣行並びに技術革新の利用から生ずる公衆に対する危険性の軽減に関するものを含めることができる。

9 締約国は、腐敗行為を防止する計画及び取組において、性の平等及び女性のエンパワーメントを推進する専門知識及び最良の慣行を共有し、並びにこれらを推進する政策を促進することを約束する。

10 各締約国は、この協定の実施を支援するための国内の措置又は計画に関する関連情報を特定し、提示し、及び共有するよう努める。

#### 第二十二條 この協定に関する利害関係者の関与

1 各締約国は、利害関係者（公的部門に属しない個人及び集団、非政府機関、企業（事業者団体及び業界団体を含む。）、学界、労働者団体等）とこの協定の規定に関する情報を共有する意図を有する。これには、適当な場合には、会合又はラウンドテーブルを開催すること、利害関係者がこの協定の実施を支援する方法に関する指針を提供すること及び自国によるこの協定の実施についての関連情報をウェブサイトにおいて公表することを含めることができる。

2 締約国は、この協定の目的を支援することに関する協調を深めるため、この協定の実施に関する利害関係者による寄与及び民間部門との対話を円滑にする意図を有する。

3 締約国は、適当な場合には、非政府の利害関係者、労働者団体及び特に民間部門が締約国間の能力開発に係る取組に貢献することができることを認識し、及び歓迎する。

#### 第二十三條 実施、説明責任及び監視

1 各締約国は、他の締約国に対し、締約国が設定する一定の間隔で、第B節及び前節の規定を実施するための自国の取組について通報する。

2 締約国は、能力開発枠組みのための技術援助・能力開発のニーズを通報することを含め、締約国が決定する相互の情報交換に係る制度を通じて、締約国によるこの協定の実施を監視する意図を有する。

#### 第E節 一般規定及び最終規定

#### 第二十四条 協議

1 一の締約国が他の締約国によるこの協定の実施に懸念を有する場合にはいつでも、当該懸念を有する締約国（以下「懸念を有する締約国」という。）は、当該他の締約国に書面により通報することにより、協議を要請することができる。懸念を有する締約国は、その要請の理由を示し、また、当該他の締約国は、書面により速やかに回答する。

2 懸念を有する締約国は、その他の締約国に対して1に規定する要請を直ちに通報する。

3 懸念を有する締約国の要請及び当該要請を受けた締約国の回答によって当該要請の対象となっている懸念が解決されない場合には、当該回答の受領の日の後六十日以内の相互に決定する日に協議を開始するも

のとする。

4 協議を行う締約国は、実行可能な限り速やかに相互に満足すべき解決に達するよう努めるものとし、当該協議に参加しない締約国に対し、相互に満足すべき解決について通報する。その通報の内容については、当該協議を行う締約国が相互に決定する。

5 協議については、当該協議を行う締約国が別段の決定をする場合を除くほか、懸念を有する締約国が回答を受領した日の後百二十日以内に終了したものとみなす。当該協議を行う締約国が相互に満足すべき解決に達することなく当該協議が終了した場合には、当該協議を行う一の締約国又は当該協議を行う全ての締約国であって合意するものは、当該協議の終了後六十日以内に、当該協議に参加しない締約国で構成する特別委員会の設置を書面により要請することができる。特別委員会の設置を要請する締約国は、1の規定による書面による当該協議の要請及び回答の写しを当該協議に参加しない締約国に直ちに提供する。

6 5に規定する特別委員会の設置の要請が行われた場合には、協議に参加しない締約国であって特別委員会に参加することを決定したものは、当該要請が行われた日の後三十日以内に、特別委員会の職務を遂行する一人の政府職員を指名する。当該締約国は、他の締約国に対し、その指名する政府職員及び当該指名

する政府職員への伝達手段を通報する。特別委員会は、5の規定に従って要請が行われた日の後四十五日で設置されたものとみなす。

7 特別委員会は、1の規定による書面による通報及び回答並びに協議を行う締約国の意見（書面による意見を含む。）を考慮しつつ、問題となっている事案を検討するとともに、次のことを行う。

(a) 事実及び協議を行う締約国の意見を含む事案の概要を提供すること。

(b) 協議を行う締約国に対し、事案の解決に向けた取組の遂行を継続するよう奨励すること。

8 特別委員会は、協議を行う締約国が要請する場合には、助言を提供し、及び当該協議を行う締約国による検討のための解決策を提案することができる。当該協議を行う締約国は、提案された解決策を受け入れ、若しくは拒否し、又は別の解決策を相互に決定することができる。

9 協議を行う締約国は、特別委員会に対し、当該協議を行う締約国が達した相互に満足すべき解決について速やかに通報する。

## 第二十五条 ワイタング条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対

してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタング条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタング条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）が前条の規定に基づく協議の対象とならないことに合意する。同条の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。

#### 第二十六条 情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が次のいずれかに該当することとなると当該締約国が決定する情報を開示し、若しくは提供し、又はその情報へのアクセスを認めることを要求するものと解してはならない。

- (a) 他の国際協定に基づく自国の義務に反すること。
- (b) 自国の法令に反し、又は自国の公共の利益に反すること。

(c) 自国の法令の執行を妨げること。

(d) 公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害すること。

## 第二十七条 実施

この協定は、各締約国が自国の利用可能な資源の範囲内で実施するものとする。

## 第二十八条 秘密の取扱い（注）

注 秘密であると指定される情報に関する手続であつて締約国の法令に規定されるものに基づく開示（国内の裁判所への開示を含む。）は、当該情報を不法な開示から保護するための適当な手続に従うことを条件として、この条の規定に基づく各締約国の義務に抵触することとはならない。情報を受領する締約国は、秘密であると指定される情報が開示されることとなる場合には、その開示の前に、当該情報を提供する締約国に通報する。

1 この協定に別段の明示の定めがある場合を除くほか、一の締約国がこの協定に関連する情報を他の締約国に提供する場合において、当該情報を秘密であると指定するとき（当該情報が業務上の秘密の情報であることを理由とするときを含む。）は、当該情報を受領する締約国は、当該情報の秘密性を保持する。当該情報を提供する締約国は、当該情報が公に周知されているものであると判断する場合には、当該情報を

秘密であると指定してはならない。

2 この協定に別段の明示の定めがある場合又は締約国が別段の決定をする場合を除くほか、一の締約国がこの協定に関連する情報を他の締約国に提供する場合において、当該情報を秘密であると指定しないときであっても、当該情報を受領する締約国は、当該情報の開示又は利用が当該締約国の法令によって要求される場合を除くほか、当該情報の秘密性を保持する。

3 この協定に別段の明示の定めがある場合又は締約国が別段の決定をする場合を除くほか、第二十四条の規定に基づく手続に関連して交換される情報（特別委員会の概要及び助言並びに特別委員会によって提案された解決策を含む。）は、秘密であると指定されるものとし、締約国によって公開されてはならない。

#### 第二十九条 連絡部局

1 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日までに、又はその後可能な限り速やかに、この協定に関連する公式の連絡のための一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに寄託者に対して当該連絡部局及び当該連絡部局への伝達手段を書面により通報する。各締約国は、寄託者に対し、自国の一若しくは二以上の連絡部局又は伝達手段に関する変更について実行可能な限り速やかに書面により通報する。

2 1の規定に従って指定された連絡部局への連絡は、寄託者に通報された手段を通じて当該連絡部局に伝達された時に有効とみなされる。

### 第三十条 効力発生

1 この協定は、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、フィジー共和国、インド共和国、インドネシア共和国、日本国、大韓民国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、アメリカ合衆国及びベトナム社会主義共和国による署名のために開放しておく。

2 この協定は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

3 この協定は、1に規定する国のうち少なくとも五の国が寄託者に対して批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日で効力を生ずる。この協定は、1に規定する国であつて五番目の寄託の日の後に寄託者に対してその批准書、受諾書又は承認書を寄託したものは、当該国が寄託者に対してその批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日で効力を生ずる。

### 第三十一条 脱退

1 締約国は、この協定の効力発生の日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、締約国が異なる期間について決定する場合を除くほか、寄託者が書面による脱退の通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、第二十八条の規定は、この協定から脱退した国又は独立の関税地域について、同条の規定の対象となる情報その他文書であつて、当該国又は独立の関税地域がその脱退の効力発生の後も保持するものについて引き続き効力を有する。

### 第三十二条 改正

1 締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、全ての締約国が寄託者に対して当該改正に係る批准書、受諾書若しくは承認書を寄託した日の後三十日で、又は締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又はこの協定が第三十条1に規定する全ての国について効力を生じた日のいずれか早い方の日までこの協定を改正してはならない。

### 第三十三条 加入

- 1 国又は独立の関税地域は、全ての締約国の合意及び全ての締約国と当該国又は独立の関税地域との間で決定する条件に従ってこの協定に加入することができる。この協定は、加入する締約国が寄託者に対してその加入書を寄託した日の後三十日で当該加入する締約国について効力を生ずる。
- 2 1の規定にかかわらず、いかなる国又は独立の関税地域も、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又はこの協定が第三十条1に規定する全ての国について効力を生じた日のいずれか早い方の日までこの協定に加入することができない。

### 第三十四条 寄託者

- 1 この協定の原本及びその改正については、この協定の寄託者として指定されるアメリカ合衆国に寄託する。
- 2 寄託者は、全ての署名国及び締約国に対し、この協定の原本の認証謄本及びこの協定の改正の認証謄本を速やかに提供する。
- 3 寄託者は、全ての署名国及び締約国に対し、第二十九条から前条までの規定に従って行われた通報若し

くは通告又は寄託された批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の日付及び写しを速やかに提供する。

第三十五条 附属書及び注

この協定の附属書及び注は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年六月六日にシンガポールで、英語により作成した。

## 附属書 I 能力開発枠組み

### 1 技術援助・能力開発の原則

- (a) 締約国は、インド太平洋地域における腐敗行為の防止及び租税に関連する活動を支援する既存の及び現に行われている技術援助・能力開発の計画を認識する。
- (b) 締約国は、需要主導型の、包摂的な、衡平な並びに優先事項及びニーズに基づく技術援助・能力開発の提供を約束する。
- (c) 締約国は、柔軟な、適時の、十分な、効果的な及び可能な場合には長期的かつ持続可能な技術援助・能力開発（適当な場合には、締約国の関連する政府機関を対象とする能力開発を含む。）がこの協定の実施のために重要であることを認識する。
- (d) 締約国は、この協定の実施を支援する技術援助・能力開発が、次の事項を目的とすべきであることを認識する。
- (i) 国家戦略及び行動計画の強化 技術援助・能力開発は、該当する場合には、締約国の国家戦略及び

行動計画に適合し、並びにこれらを強化すべきである。

(ii) 国内の状況の反映 技術援助・能力開発は、技術援助・能力開発を受領する締約国の国内の法的枠組みに対応し、及び当該法的枠組みを支援すべきである。

(iii) 包括的な取組方法の追求 技術援助・能力開発は、ある課題の一の側面のみを対象とするのではなく、課題全体に包括的に対処すべきである。

(iv) 提供者間の調整及び重複の回避 技術援助・能力開発は、重複を避けつつ、非公式なものも含め、定期的な連絡を通じて、提供者及び実施主体の間で調整されるべきである。

(v) 利害関係者の包摂 締約国の当局は、技術援助・能力開発の長期間の受入れ、実効性、包摂性及び持続可能性を確保するため、技術援助・能力開発の設計及び実施において、可能な限り、関連する利害関係者と調整しつつ主導的な役割を果たすべきである。

(e) 締約国は、技術援助・能力開発の受領及び提供に関し、主権及び領土保全の重要性を認識する。

## 2 能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発の方法

(a) 締約国は、1に規定する原則に基づき、能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発の提供及び受領

に建設的に関与することを約束する。締約国は、特に、次のことを行う。

(i) 腐敗行為の防止に関する確固とした制度に貢献し、並びに税務行政及び監査の能力を向上させるに当たり、締約国の活動を支援する締約国間の技術援助・能力開発（既存の二国間の及び地域的な協力を含む。）の重要性を確認すること。

(ii) この協定の実施を支援するための技術援助・能力開発に関する協力及び連絡を奨励するこの協定の規定に留意すること。

(b) 締約国は、能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発について、多様な形態（法的枠組みの改革の支援、ニーズの評価の策定、技術上の助言の提供、訓練、研究集会、セミナー、ウェビナー及び会議を通じた協力、共同の計画及び共同の事業の実施、最良の慣行及び書面による指針の共有、専門家の交流、派遣、訓練の指導者に係る養成計画及び奨学金の支援等）により行うことができることを認識する。

(c) 締約国は、さらに、技術援助・能力開発が、能力開発枠組みに基づき、政府間で直接に又は国際機関、被譲与者、契約者等の第三者を通じて提供され得ることを認識する。

(d) 締約国は、腐敗行為の防止又は租税に係る事項の専門知識を有する関連する国際機関と協力することの利点を認識する。締約国は、該当する場合には関連する国際機関の専門知識を活用し、及び不必要な重複を避ける意図を有する。

(e) 締約国は、能力開発枠組みに基づいて提供される技術援助・能力開発が、腐敗行為の防止及び租税に係る課題に関して、二以上の締約国間又は多数国間の既存の技術援助・能力開発の取組と調整して行われることを確保する意図を有する。

(f) 締約国は、この協定のいかなる規定（能力開発枠組みの規定を含む。）も、他の協定又は取決めに基づく腐敗行為の防止又は租税に関連する一又は二以上の締約国の既存の又は計画されている技術援助・能力開発を妨げるべきでないとの意図を有する。

### 3 能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発のニーズの特定

(a) 一の締約国は、技術援助・能力開発のニーズを有する場合には、技術援助・能力開発調整グループを通じて、他の締約国に対して当該ニーズを毎年通報すべきである。

(b) 締約国は、技術援助・能力開発のニーズを特定するに当たり、ニーズの評価が有用であることを認識

し、また、能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発のニーズを特定するに当たり、該当する場合に  
は、既存のニーズの評価に依拠する意図を有する。締約国は、技術援助・能力開発のための取決めを行  
う場合において、ニーズの評価がまだ存在しないときは、ニーズの評価を策定し、又は実施するよう奨  
励される。

(c) 能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発を要請することを希望する締約国は、技術援助・能力開  
発のための適当な取決めを作成することを目的として、技術援助・能力開発のための自国のニーズ及び  
優先事項を特定する書面による要請を次のいずれかに対していつでも提出することができる。

- (i) 技術援助・能力開発調整グループ
- (ii) 他の一又は二以上の締約国

(d) 一又は二以上の締約国は、(c)(ii)の規定に基づく取決めに従って援助を提供する場合には、技術援助・  
能力開発調整グループに通報すべきである。

#### 4 能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発のための支援の提供

(a) 締約国は、この協定の目的を達成するため、能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発に対し、締

約国の発展、資源及び能力の水準の相違に応じて、適当な資金又は現物の資源を提供する意図を有する。能力開発枠組みに基づいて技術援助・能力開発を提供する締約国は、技術援助・能力開発調整グループを通じて、他の締約国に対し、当該技術援助・能力開発について毎年通報する意図を有する。

- (b) 各締約国は、能力開発枠組みに基づいて提供される支援の目的がこの協定の実施を支援することであることを認識しつつ、適当な場合には、二以上の締約国間で、又は関連する国際機関、被譲与者若しくは契約者を通じて、技術援助・能力開発に対する支援を提供し、及びその受領を円滑にする意図を有する。

- (c) 締約国は、技術援助・能力開発が関連する締約国の相互の同意により提供されることを認識する。

## 5 技術援助・能力開発調整グループの設置及び責任

- (a) 締約国は、能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発を調整するため、各締約国の一人又は二人以上の政府の代表者であつて、この協定に規定する連絡部局を構成するもの又は各締約国が適当と判断するものから成る技術援助・能力開発調整グループを設置する。

- (b) 技術援助・能力開発調整グループの責任には、次のことが含まれる。

- (i) 能力開発枠組みに基づく技術援助・能力開発の実施に関する課題を討議し、及び検討すること。
- (ii) 適当な場合には、締約国間の引き合わせを促進するため、3の規定に基づいて締約国から技術援助・能力開発の要請を受領し、4の規定に基づいて利用可能な技術援助・能力開発についての情報を締約国から収集し、及び当該情報を締約国と共有すること。
- (iii) 能力開発枠組みに基づいて提供される技術援助・能力開発の結果に関する締約国からの意見を収集し、及び共有すること。
- (c) 技術援助・能力開発調整グループについては、締約国が別段の決定をする場合を除くほか、コンセンサス方式に基づいて運営する。
- (d) 各締約国は、他の締約国に対し、実行可能な限り速やかに、遅くともこの協定が自国について効力を生じた日の後三十日以内に、技術援助・能力開発調整グループの自国の一人又は二人以上の代表者について通報し、その後、自国の一人又は二人以上の代表者に関する変更について、技術援助・能力開発調整グループに対し、実行可能な限り速やかに通報する。
- (e) 締約国は、実行可能な限り速やかに、遅くともこの協定の効力発生の日の後六十日以内に、技術援助

助・能力開発調整グループを管理する調整締約国の任務を二年間遂行する締約国をコンセンサス方式により決定する。調整締約国は、技術援助・能力開発調整グループの会合を招集し、及びその活動を管理する。締約国は、技術援助・能力開発調整グループについて、第二十一条の規定に基づきいずれかの締約国の会合と同時に、少なくとも毎年一回会合することとする意図を有する。締約国は、調整締約国の任務について、当該任務を遂行する意思を有する締約国の間で二年ごとに交代することとする意図を有する。

(f) 技術援助・能力開発調整グループは、実行可能な限り速やかに、遅くともこの協定の効力発生の日の後百二十日以内に、技術援助・能力開発調整グループのコンセンサス方式による承認の後、その運営に関する手続を定める指針を作成する。

## 附属書II 経過期間

1 第三十条の規定にかかわらず、フィジー共和国は、この協定の効力発生の日から八年以内に、次の規定に関する自国の義務を履行する。

(a) 第五条3及び6

(b) 第九条4及び6（後段）

(c) 第十四条1、2（後段）、3及び7

2 1に定める八年の経過期間においては、次のとおりとする。

(a) いずれの締約国も、フィジー共和国に対し、第二十四条の規定に基づく協議を要請することができない。

(b) フィジー共和国は、他の締約国に対し、締約国が決定する一定の間隔で、1(a)から(c)までの規定において特定される規定を実施するための自国の取組について通報する。

3 フィジー共和国が、八年の経過期間の満了の前に、他の締約国に対し、1(a)から(c)までの規定において

特定される規定のうちの一の規定に関する自国の義務を履行した旨を通報した場合には、2の規定は、当該一の規定については、適用しない。